

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金(第2期)

原油等の価格上昇に伴い高騰した電気料金の負担を軽減するため、岩手県では県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等や、県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等に対して、支援金を給付します。

〈支援金の概要〉

1. 給付対象者

- ① 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等
- ② 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等

2. 対象経費及び支援金額

○対象経費

支給対象者が特別高圧電力を利用し費用を負担した、令和5年10月分から令和6年3月分までの電気料金

○支援金額

令和5年10月分から令和6年3月分：電気使用量1kwhあたり1.8円を乗じた額

※ 支給方法は、一括払か分割払(令和5年10～12月分と令和6年1～3月分の2回とするもの)のどちらかを選択いただきます。

〈申請方法及び提出期限〉

3. 申請方法及び提出期限

○申請方法

必要書類をご準備のうえ、下記提出先に郵送又は持参により提出してください。

○提出期限

- ・ 分割払1回目の提出期限：令和6年2月15日(木) ※必着
- ・ 一括払及び分割払2回目の提出期限：令和6年6月28日(金) ※必着

※ 詳細は、「特別高圧電力利用中小企業者電気料金交付要綱」及び「特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金(第2期)募集要項」をご確認ください。

下記(岩手県 HP:特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金(第2期)について)から入手可能です。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shougyou/shougyou/1071208.html>

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



〈申請書類提出先及びお問合せ先〉

本支援金に関するご質問・ご相談は、下記お問合せ先にお問い合わせください。

お問合せ先	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県 商工労働観光部 経営支援課 商業振興担当 電話:019-629-5548 mail:AE0002@pref.iwate.jp 電話受付時間:8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------